

第 21 期第 30 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 5 年 8 月 22 日 (火) 午後 2 時 10 分から午後 3 時 20 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

議 題

1 諮問事項

(1) 道志川における共同漁業の免許の内容等の答申について (資料 1)

2 指示事項

(1) 道志川及び津久井湖における投網禁止について (資料 2)

3 協議事項

(1) 令和 4 年度増殖実績及び令和 5 年度目標増殖量等について (資料 3)
(芦之湖漁業協同組合)

4 報告事項

(1) 令和 5 年度目標増殖量等の中間実績について (資料 4)

(2) 多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限に係る委員会指示の公報登載について (資料 5)

5 その他

(1) しらすうなぎ採捕の知事許可漁業化について (資料 6)

(2) 令和 5 年 11 月の委員会開催日程について

(3) その他

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、細川 孝、本多 菊男
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 荒井事務局長代理、竹村主事、福地臨時主事
- ・ 県水産課 石黒担当課長、照井 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、中川技師
伊藤主事

議 事

事) 荒井代理

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様のお出席状況につきましては、先ほど、御説明したとおりですので、委員会は成立しております。それでは議長よろしく願いいたします。

議 長
(井貫会長)

ただいまから第 30 回の委員会を開会いたします。

本日の議題ですが、諮問事項が 1 件、指示事項が 1 件、協議事項が 1 件、報告事項が 2 件、その他が 3 件となっております。

では、議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

本多委員、津谷委員、よろしく申し上げます。

両委員

(了 承)

議 長

それでは議事に入ります。

まず、諮問事項(1)の「道志川における共同漁業の免許の内容等の答申について」です。

本件は、先月、7月3日付けで山梨県知事から諮問があり、内水面委員会としての意見を述べるため、先ほど公聴会で公述人の方の御意見を聞いたものですが、事務局より説明をお願いします。

事) 荒井代理

【資料1に基づき説明】

議 長

ただいま事務局から説明がありましたとおり、先ほど道志川における内水面漁場計画の案に係る公聴会が開催され、公述人の方から御意見をお伺いいたしました。

この伺った意見を参考として、諮問案に対し答申することとなります。

それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨、山梨県知事に答申するというところでよろしいでしょうか。

委員一同

(了 承)

議 長

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、指示事項(1)の「道志川及び津久井湖における投網禁止について」です。

資料内容等について、事務局から説明をお願いします。

事) 荒井代理

【資料2に基づき説明】

議長

事務局から説明がございましたが、御質問、御意見等ございますでしょうか。

安藤委員

7ページの看板の写真ですが、4ページの地図とちょっと違うのですが、看板の橋が二つあって、右側の橋が道志橋、左側の橋が弁天橋と標記し

てあるということで大丈夫でしょうか。4ページの地図とぱっと見違うので、橋の名前さえ合っていれば、現地に行った方がわかると思うので。

事) 荒井代理
議長
東委員
議長
水) 中川技師
議長
事) 荒井代理
議長
事) 荒井代理
議長
委員一同
議長
事) 荒井代理
議長
安藤委員
平田委員

確かに、道志橋と弁天橋と記載してございます。

他に御質問等はありませんでしょうか。

9ページの地図に斜め線で産卵場所とありますが、ワカサギの産卵場所なのでしょうか、いろいろな魚が利用している産卵場所であるというデータがあるということなのでしょうか。

こちらはワカサギの産卵場所です。

ところで、委員会指示の文章ですけれども、なにかこれは議論をされたのですか。よく見ると、禁止区域と禁止期間について指示するというか、禁止区域と禁止期間が書いてあるだけで素っ気なく感じるというか、通常の指示文とは少し違うような気がするのですが、昔からこれでしたか。

以前からこのような形でございます。

禁止について指示するとか文章があるはずですよ、本来ならば。次の区域、次の期間、投網による水産動物採捕を禁止するというのが、普通の指示文のような気がするのですが。何か議論はなかったのでしょうか。区域、期間を指示するというのは変な感じがしないですか、と今感じたので。別にこれで問題ないとは思いますが、当然、文書担当も見ているはずですよ。改めて、こんな意見が出たのですがどうでしょうか、と聞いてみていただけないでしょうか。

はい、わかりました。

他に意見等ないようでしたら、本件については原案のとおり、委員会指示を発動するという事でよろしいでしょうか。

(了 承)

では、そのように決定いたします。

続きまして、協議事項(1)の「令和4年度増殖実績及び令和5年度目標増殖量等について(芦之湖漁業協同組合)」を議題といたします。

資料内容等について、事務局から説明をお願いします。

【資料3に基づき説明】

事務局から説明がありました、御意見、御質問等ありましたらお願いします。

ふなのところですけど、目標増殖量が令和4年度でゼロになったのは、なぜでしたか。

へらぶなを、取っているところが大阪の養魚場で、20年以上のお付き合い

です。それで、そこの業者さんからしか取っていないのですよ。というのは、ウィルスとかそういうのが入ってこないという防疫のためと、あと、他の業者さんの評判というのがあまりよろしくないで、ずっとこの養魚場一択でお取引をしているのですけれども、そこの養魚場さんが、魚が年度内に安定してできるかわからないといつも言われるのですよ。実際に昨年度も11月放流予定だったのですけれども、結局、魚ができなくて、今年の3月になったのです。そういうのを鑑みて載せないようにしているのですけど。

安藤委員

5年度の目標増殖量は今度、500kgで載っていますよね。これはこれで大丈夫ということですよ。

水) 中川技師

ふなの500kgの放流については、ここ数年は実績として500kg放流していただいているということもありまして、今回、漁業権切り替えの際にも、ゼロではなく申請していただいておりますので、令和5年度の目標についてもゼロではなく500kgということで漁協から伺っています。

安藤委員

4年度だけ目標がゼロだったということですよ、5年度からはまた500kgでということですね。

平田委員

放流しないつもりはないのですが、取引先の供給が安定しないので。

安藤委員

気になったのが、目標増殖量がゼロというのはどうなのかな、と思ったので。500kgなら500kgで、結果として、どうしてもだめならだめで、後で目標を下回ったけれど、こうだったのですよという方が目標増殖量を定めるうえでいいのかな、と思ったものですから。

平田委員

承知しました。

議長

他に何かございますか。

津谷委員

ブラウントラウトといわなについても目標と実績がだいぶ違うのですが、その理由として、ブラウントラウトの方は、取引先が多く生産できたためと書いてあるのですが、これはむしろ予定していた種苗費の範囲で比較的安く手に入ったので多く撒けたということなののでしょうか。

平田委員

いわなに関しては、事務局に問い合わせたみたいとわからないのですが、ブラウントラウトに関しては、すごく病気が出やすい魚なので、その年によってどれくらい生産できるか養魚場さんの方も先が読めなくて、おそらくこの年は病気が出ずにうまくこれだけの魚ができたので、うちの組合の方も遊漁者に対して還元するということがありますので、義務放流量よりはだいぶ多いのですけれども、会計と相談して理事会で承認されたのです。

津谷委員

そうすると、種苗費が予めある程度目途をつけておいて、予算の範囲で安かったらたくさん撒けるということですかね。予算内でたまたまこの年は比

較的安く手に入ったという理解でいいですか。

平田委員 はい。

議長 その予算内というのは、全体の予算ですか、個々の魚種別の予算ですか。

平田委員 個々の魚別もありますが、全体の魚種の予算もありますが、義務放流の中でうまいこと振り分けています。

議長 他に何かございますか。

東委員 今と同じ、ブラウントラウトといわなのことなのですけど、目標増殖量よりも両方とも重さも数も多いのですが、もちろん釣り人としては、僕もすごく嬉しいのですが、他の魚への影響といたしますか、例えば、ブラウントラウトをたくさん入れて、わかさが釣れなかったのだけれど、という声はないのですか。

平田委員 それは今のところはありません。うちの湖に関しては、例えば、オオクチバスが大量に入ったからわかさが捕れないということは、私も業者ですけど、それは今のところないです。

議長 他に何かございますでしょうか。

他に質問もないようですので、芦之湖漁業協同組合の内共第5号の令和4年度の増殖実績を承認し、令和5年度の目標増殖量を原案のとおり決定することによろしいでしょうか。

委員一同 (了 承)

議長 それでは、そのように決定いたします。

また、3ページの目標増殖量等の公告案については、原案のとおり公告を行うということによろしいでしょうか。

委員一同 (了 承)

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、報告事項(1)の「令和5年度目標増殖量等の中間実績について」です。資料内容等について、事務局から説明をお願いします。

事) 荒井代理 議長 **【資料4に基づき説明】**

それでは、事務局から説明がありましたが、御質問、御意見等ございますでしょうか。

安藤委員 中間実績なので見通しだけを伺いたいのですけども。相模川のテナガエビですけど、見通しとしてはどうなのでしょう。

事) 荒井代理 一応目標量どおり、放流予定でございます。

安藤委員 例えば、購入の用途が立っているとか立っていないとか。

事) 荒井代理 申し訳ありません。そこまで確認が取れていません。

議長 他に何かございますか。

ないようでしたら、中間実績について、報告事項ですので、了承ということでもよろしいでしょうか。

委員一同 (了 承)

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、報告事項(2)の「多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限に係る委員会指示の公報掲載について」です。

これについては、7月の委員会で決定された本委員会指示が公報に掲載されたとの報告ですので、了承ということでもよろしいでしょうか。

委員一同 (了 承)

議長 それでは、そのように決定いたします。

続きまして、その他(1)の「しらすうなぎ採捕の知事許可漁業化について」です。水産課から説明をお願いします。

水) 中川技師 【資料6に基づき説明】

議長 何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

萩原委員 資料の昨年の実績の、従事者の何名というのは分かるのですけれども、採捕量と申しますか、量をどれだけ確保したのか、ボリュームは分かるのですか。

水) 中川技師 採捕量についても、今把握はしてございまして、次回その制限措置の諮問の際、一覧にしてお見せできればと思います。

議長 よろしいですか。他に何かございますか。

県の調整規則は、24cm以下にしていますね。

これは何か意味があるのですか。

水) 中川技師 県の調整規則では従来から24cm以下が、資源保護のための採捕禁止となって、制限しているのですけれども、漁業法では13cm以下がうなぎ稚魚と定義づけされていて、そこの違いが何故かというのは、ちょっと分かりませんが、県の規則と漁業法の考え方の違いで差があるということです。

議長 ということは、10cmの魚を採って無許可であれば、罰金が3,000万円ですか、相当高くなりますよね。20cmの場合は、単なる知事許可漁業の違反で、罰金はすごく少ない。何故ここで24cm以下とずらしておく必要があるのか。どうせなら、特定動物の13cmでそろえた方が、取締り上も、検察に送致する時も、罰則罰条を書きやすいと思うのですが、そうでないとするのですか。いろいろな長さのものがいたら。次回、この罰則もつけて、きちっと

整理をされた方がいいのではないですか。

実際に検挙する時、何かひどく大変になりそうな気がしますけれども、よろしいですか。

水) 中川技師 次回。整理して、御説明させていただきます。

水) 石黒担当課長 もちろん次回以降、整理して御説明させていただきたいと思いますが、そもそも今回のこのしらすなぎの知事許可漁業化というのは、流通とか、その辺も含めて密漁が非常に横行しているというところで、そこを適正化するというところが目的ですので、目的の違いによってこういう整理がされたと思いますので、それも含めて整理した形で、次回説明させていただきます。

議長 その他の県はどうしようとしているのですか。特にこの長さですが、24cmにしているのですか。

水) 石黒担当課長 調整規則の方ですね。それについても、整理します。

議長 それについても、他県に聞いて、できれば全国一律で合わせておかないと、変じゃないかという話にもなるでしょうし。それから漁業権の内容になっている所がありますね。あれは何 cm とかあったのでしたっけ。

水) 中川技師 はい。漁業権については、サイズの制限、もちろん遊漁規則で定めてあるかもしれませんが、小さかろうが大きかろうが、漁業権の対象になります。

議長 そうすると漁業権のあるところでは、単なる漁業権侵害。プラス、無許可ですか。

水) 石黒担当課長 漁業権があるところは、当然、漁業権侵害もありますし、漁調整規則の大きさ制限というところもあります。

議長 漁業権の分がプラスされるわけですね。罰則としては、なにかその辺少し整理して、ちゃんと整理できているのかなと非常に心配があるので、特に取締担当の人は何か言ってないのですか。

実際にこれは、従事者を捕まえることになるわけですよ。罰則をくらうのは漁協になるわけですよ。その辺どうなっているのですか。

水) 中川技師 はい、現状、この許可の相手先といいますか、許可対象者については、基本的には、個人に対して許可を出すこととしてございます。

議長 個人に許可を出すと、漁協は関係なくなるわけですか。

水) 中川技師 漁協としてはそうです。もちろん方法として、漁協に許可を出して、漁協の自営事業として、しらすなぎの採捕の事業をやっていただくという方法もできるのですけれども。基本的に、これまで漁協へ説明を行ってきた中では、個人に対して許可を出してもらってという形でやりたいとのことでした。

た。

議長 漁協は取りまとめか何かするわけですか。その辺も含めて、少し次回整理してください。

水) 中川技師 次回整理して、御説明します。

議長 これまでは特別採捕だから、別段関係なかったのですが、例えば漁協が漁業者になるのであれば、自営するという定款になっているかどうかなど、いろいろ関わってきますね。その辺まできちっと整理されているのかどうか、ちょっと心配でしたので、よろしく願いいたします。

他に何かございますか。

安藤委員 今回の点がちょっと分からなかったのです。今までの特別採捕だと、漁協が特別採捕の許可を受けて、あと、一般の人だろうがなんだろうが、採捕従事者になれば、誰でも、実際の採捕はできたと思うのですが、今度許可になったときに、そういう漁業、いわゆる組合員ではない人たちが採ろうとしたときに、これまで採っていたから、これからも採ると言ったときに、今おっしゃったように個人に許可を出すと組合員でも何でもないんだけど、個人に許可を出すということがあり得るのかどうか、というのがちょっと気になったものですから。その辺も来月、説明していただければと思います。

議長 他に何かございますか。

長塚委員 あと、あれ罰金っていうのを3,000万円と言いますが、実際に3,000万円払った方はいるのですか。

水) 相澤副技幹 お答えします。神奈川県では、そういった例はございませんが、なまこですとかに関しては、他県で検挙の事例が報告されていますので、そこではそのような罰則が、あったのではないかと考えております。

水) 石黒担当課長 補足しますと、最高の罰金刑が3,000万円ということで、当然、検挙の内容によって、最終的には、裁判所で額が決定されます。例えば、今回、特定水産物のなまこだったり、あわびがいままで指定されていますけども、例えば1匹採ったからといって必ず3,000万円というものではなく、最高として3,000万円ということです。

なかなかそれが適用されるというのは多分、その悪質性等によって変わってくると思われま。

議長 他に何かございますか。

ないようでしたら、報告の説明を受けて次回、いろいろと整理いただいた上で、議題になるということですので、御承知おきください。

議長 最後に、委員の皆様から何かございますでしょうか。事務局、水産課から

何かありますか。

ないようでしたら、本日の委員会はこれで閉会とします。

なお、次回の委員会は、9月21日の木曜日、14時からですので、よろしくをお願いします。

これで終わります。